D 成人教育サービス（注1）（注2）（九二四）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
E その他の教育サービス（注1）（注2）（九二九）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づき設置され、専ら修学者を教育する機関、教育機関及び各種学校における教育課程の単位、学位その他の資格の承認について適用されるものとは解してはならない。			
注2　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。			
6 環境サービス			
A 汚水サービス（九四〇一）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
B 廃棄物処理サービス（九四〇二）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
C 衛生サービス及びこれに類似するサービス（九四〇三）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
D その他			
排気ガス処理サービス（九四〇四）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
騒音除去サービス（九四〇五）	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
自然及び景観の保護サービス（九四〇六）			
その他の環境保護サービス（九四〇九）			

7　金融サービス

この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS／SC／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この特定の約束に係る表において「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。

日本国は、第六章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。

日本国は、附属書四第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。日本国は、当該関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくインド国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(m)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A 保険及び保険関連のサービス		
第五十八条(m)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関し市場アクセスの制限につき欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づき、この分野において第五十八条の規定及び附属書四第二節1から3までの規定に追加して負う義務を除くほか、約束に従うこと並びに了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。		
(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。	
(a) 日本国内で運送される貨物		
(b) 国際海上運送に使用される日本国の船籍の船舶		
日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。		
(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
(a) 日本国内で運送される貨物		
(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶		
日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。		
(3) 制限しない（注）。	(3) 制限しない。	
注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。		
(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	